

公益社団法人熊本県浄化槽協会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第6条の規定に基づき本協会の会員の資格の得喪に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会の手続等)

第2条 定款第6条に規定する入会申込書は別紙第1号様式とし、同申込書には業種により次の書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽製造業者 及び販売代理店 ①会社の登記簿の写し
- (2) 浄化槽工事業者 ①特例浄化槽工事業者届出書若しくは、浄化槽工事業者登録書の写し
②浄化槽設備士免状の写し
- (3) 浄化槽清掃業者 ①浄化槽清掃許可証の写し
②清掃技術修了証の写し（役員のもの）
- (4) 浄化槽保守点検業者 ①浄化槽保守点検登録証の写し
②浄化槽管理士免状の写し

(入会資格審査基準)

第3条 定款第6条に規定する入会の可否は、理事会において次の基準により決定するものとする。

- (1) 過去に本協会の会員であった者が、除名により本協会の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。
 - (2) 入会の審査に必要な添付書類等に不実がないこと。
 - (3) 入会申込書及び関係書類等から会員としてふさわしいものと認められる個人または団体であること。
- 2 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに別紙第2号様式（入会承認通知書）若しくは別紙第3号様式（入会不承認通知書）により本人に通知しなければならない。

(会員の権利の発生)

第4条 正会員の権利は、理事会において入会を承認された後、第8条第1項に定められた入会金及び会費の納入をもって発生する。

(会員名簿)

第5条 入会を承認された者は本協会会員名簿に掲載するものとする。

2 前項に規定する会員名簿の様式及び記載事項は別紙第4号様式によるものとする。

(変更届の提出)

第6条 会員は、会員名簿の記載事項に変更が生じた場合は速やかに別紙第5号様式の会員名簿記載事項変更届により届出なければならない。

(入会金及び会費の額)

第7条 定款第7条に規定する経費の負担の額は別に定める本協会入会金の額を定める規程及び会費の納入額を定める規程によるものとする。

2 前項に規定する入会金は、全額を法人会計に使用する。

3 第1項に規定する会費は、100分の15を収益事業等その他の事業（相互扶助等事業）に使用し100分の85を法人会計に使用する。

(入会金及び会費の納入)

第8条 正会員は、第3条第2項の規定による入会承認通知書を受け取った日から10日以内に、入会金の額を定める規程及び会費の納入額を定める規程により定められた入会金及び会費を本協会所定の方法により一括して納入しなければならない。ただし、入会の初年度の会費に限り入会を承認された月から当該年度末までの月割りの額を納入するものとする。

2 正会員は、毎事業年度の会費として定められた額を6月30日までに本協会所定の方法により納入しなければならない。なお、6月30日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日までに納入しなければならない。

3 会長は、入会金及び会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、入会金及び会費が金融機関からの振込みの方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。

(会費の滞納)

第9条 正会員が当該年度の会費を前条第2項に定める期間内に納入がない場合は、本人に会費の納入を促すとともに正会員としての継続の意思を確認する。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、別紙第6号様式の退会届を本協会会長に提出しなければならない。

2 退会日は前項により提出された退会届を会長が受理した日とする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 正会員が退会するときは、当該年度の会費を納入しなければならない。

2 本協会は、正会員が納入した入会金及び会費についてはこれを返還しない。

(会員の異動に関する通知)

第 12 条 本協会会長は、第 3 条第 2 項の規定に基づき入会を決定したとき若しくは本協会の正会員がその資格を喪失し又は退会したこと等により会員に異動があったときは、本協会が発行する会報等に掲載しなければならない。

(正会員の地位の承継)

第 13 条 本協会の正会員が本協会会員以外の個人または団体と合併を行った場合はすべて、正会員の地位を承継することとする。

2 上記以外の場合における正会員の地位の承継についてはその都度、理事会により定める。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 2 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。